令和６年１２月６日

入札参加各位

海　田　町　長

仕様書に対する質問・回答書

件名： 海田町水道事業検針等業務

|  |  |
| --- | --- |
| 質　問　事　項 | 回　　　　答 |
| 1.仕様書P3　7 受託における実施体制  管理技術者及び照査技術者の配置について、仕様書の業務内容から常駐ではなく、必要な場合に応じて都度対応との認識でよろしいでしょうか。  2. 仕様書P7～8　1 水道メーター検針業務  検針開始前のデータ作成及びＨＴへのデータ取り込み及び検針完了後のＨＴデータ取り込みは委託者・受託者どちらの作業になりますでしょうか。 | 1.管理技術者については，町からの要望に対して迅速に対応できる体制であれば必ずしも常駐である必要はありませんが，町との連絡窓口は管理技術者のみであること，毎月１～１０日の検針期間中は当日中に指定場所を検針する必要が発生する場合があること，再検針の対象者選定と実施は管理技術者が行うこと等が想定されます。 照査技術者については，常駐の必要はありません。  2.委託者の作業となります。 |